



おはようキッズ事業

のご案内

土曜日や学校長期休業期間など、放課後児童クラブの開始が午前8時30分からは、仕事に間に合わないご家庭の児童を対象に、地域の方々とふれあい、交流できる早朝の居場所を提供しています。

利用時間

午前7時30分から午前8時30分

※午前8時30分以降は放課後児童クラブの保育時間となります。



利用対象

次の①から③のいずれの要件も満たす家庭の児童が対象です。

要件① お子さんが保護者の就労等の理由により、放課後児童クラブ登録児童であること。

要件② 父母の両方又はそれに代わる保護者が、就労開始時間に間に合わない家庭。

要件③ 祖父母や親族、知人の方により、お子さんを送り届ける協力が得られない家庭。

申込方法

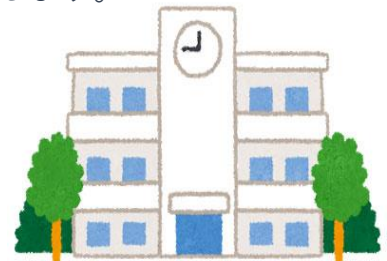
次の必要書類を利用先の放課後児童クラブへ提出してください。勤務開始時間や勤務場所等を審査のうえ、許可又は不許可の旨、通知書によりお知らせいたします。

(1) おはようキッズ事業利用申請書

※利用する児童1人につき、1枚提出してください。

(2) 勤務証明書（放課後児童クラブ登録関係書類）

※クラブ登録時に提出済みの方は不要です。



利用開始日

令和5年4月1日（土）から

※利用可能な日は、土曜日のほか、春休み、夏休み、冬休み、振替休日（運動会・学芸会・卒業式）、教育講演会（9月中旬）、開校記念日などです。

※児童館等で合同保育日としている放課後児童クラブがありますので、ご利用の放課後児童クラブでご確認ください。

利用上の留意事項

- (1) 本事業は放課後児童クラブ職員による保育事業にはあたらないことから、各ご家庭で傷害保険等に参加いただきますようお願いします。
- (2) 当事業の利用に関する欠席の連絡は、不要です。
- (3) 天候不良や災害等により、開所できない場合がありますので、ご了承願います。
- (4) 服薬等の重要な連絡事項は、必ず「れんらくちょう」に記載してください。
- (5) 利用時間中に、お子さんが体調不良等の場合、お迎えの連絡をする場合があります。
- (6) 可能な限りご家庭で過ごす時間を多くとっていただき、就労開始時間に合せた利用をお願いします。

お問合せ 登録している放課後児童クラブ
又は岩見沢市教育委員会子ども課子育て支援係（35-5133）